

議案第63号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部改正について

木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成19年木津川市条例第41号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和元年8月7日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われ、令和元年10月11日に「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受け木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、関連する条例の一部を改正するものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成19年木津川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、

第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（期末手当の内扱）

2 改正後の木津川市議会議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合は、改正前の木津川市議会議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

参考資料（議案第63号）

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧

対照表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第3条 (略) (期末手当)	第1条～第3条 (略) (期末手当)
第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基 準日現在（同項後段に規定する者にあ っては、任期満了、辞職、除名、失職、 死亡又は解散によりその職を離れた日 現在）において、同項に規定する者が 受けるべき報酬の月額及び報酬の月額 に100分の15を乗じて得た額の合 計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて 得た額に、一般職の職員の例により一 定の割合を乗じて得た額とする。	第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基 準日現在（同項後段に規定する者にあ っては、任期満了、辞職、除名、失職、 死亡又は解散によりその職を離れた日 現在）において、同項に規定する者が 受けるべき報酬の月額及び報酬の月額 に100分の15を乗じて得た額の合 計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて 得た額に、一般職の職員の例により一 定の割合を乗じて得た額とする。
第5条 (略)	第5条 (略)

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条～第3条 (略) (期末手当)	第1条～第3条 (略) (期末手当)
第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基 準日現在（同項後段に規定する者にあ っては、任期満了、辞職、除名、失職、 死亡又は解散によりその職を離れた日 現在）において、同項に規定する者が 受けるべき報酬の月額及び報酬の月額 に100分の15を乗じて得た額の合 計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た 額に、一般職の職員の例により一定の 割合を乗じて得た額とする。	第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基 準日現在（同項後段に規定する者にあ っては、任期満了、辞職、除名、失職、 死亡又は解散によりその職を離れた日 現在）において、同項に規定する者が 受けるべき報酬の月額及び報酬の月額 に100分の15を乗じて得た額の合 計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて 得た額に、一般職の職員の例により一 定の割合を乗じて得た額とする。
第5条 (略)	第5条 (略)